第2章 風水害対策

第1節 風水害災害予防対策計画

第1 山地の災害予防

芦安地区、白根地区、櫛形地区に広がる山地は、地形、地質などの特質から、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大 を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努 める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある渓 流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている渓流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 保安林の整備

災害時により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、 森林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧表 (P1092)

第2 河川対策

市内には、釜無川、御勅使川、滝沢川をはじめとする多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、砂防ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、小規模河川や水路の改修整備を進めるとともに、横川、五明川、井路縁川のひ門など及び一級河川等の改修並びに富士川引堤工事の促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

1 浸水想定区域の指定

水防法 14 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の公表、指定が河川管理者(国・県)によりされている。

浸水想定区域の指定・公表に基づき、市では想定浸水区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、 洪水予報や避難情報の伝達方法や避難所等の水害に対する避難措置について、市民への周知徹底

を図る。それとともに、よりきめ細やかな対応が図れるよう、浸水想定区域内の高齢者等が利用 する要配慮者施設(本計画で定めた施設に限る。)に対し状況に応じ洪水予報等の伝達を行う。

2 要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制

近年の国内における豪雨災害では、高齢者及び幼児といった要配慮者の犠牲が目立っている。 少子高齢化の進行等踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者が利用する施設へ、 洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保するためには、洪水予報等の伝達が必要となってくる ことから、これらの要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制について定める。

(1) 要配慮者施設の範囲

水防法 15 条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設で、施設利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者施設の範囲は次のとおりとする。

- ① 高齢者施設、児童福祉施設、障害者施設等の社会福祉施設
- ② 病院、診療所
- ③ 幼稚園、養護学校

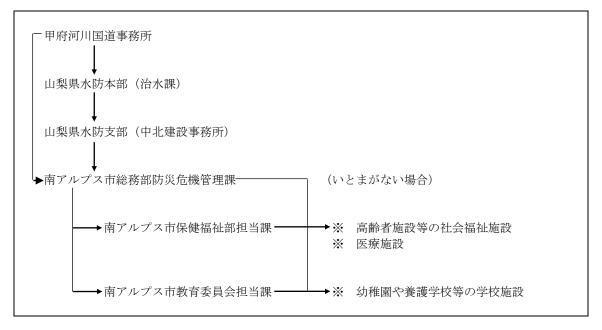
資料編 ○ 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表 (P1121)

(2) 洪水予報等の伝達体制の整備

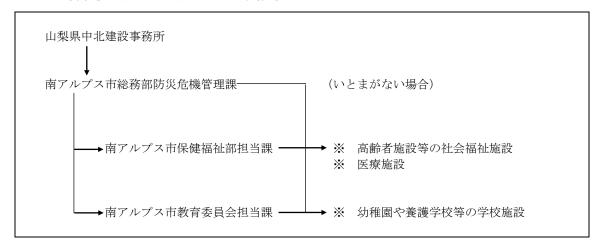
市では指定した要配慮者施設に対し、防災行政無線、電話、FAX等による洪水予報等の直接伝達体制を整備する。

- ① 洪水予報等の伝達情報
 - ・ 富士川、御勅使川、滝沢川、坪川の洪水予報 (氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報)
 - · 富士川、御勅使川、滝沢川、坪川の特別警戒水位到達情報
 - その他浸水対策における有効な情報
- ② 要配慮者施設への情報伝達経路

■富士川洪水予報等の伝達



■御勅使川、滝沢川、坪川洪水予報等の伝達



(3) 洪水ハザードマップの作成・公表

河川管理者(国・県)が、浸水想定区域を指定した場合、当該浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、市では必要な事項等を定めた洪水ハザードマップの作成、全戸配布、ホームページによる公表を行い、住民への洪水等の災害に対する防災意識の普及啓発を図る。

第3 砂防対策

本市の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているので、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の渓流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

市内には土石流危険渓流が 40 渓流あるが、近年各地で土石流による災害が発生していることに鑑み、これらの土石流危険渓流に対し積極的に砂防事業を推進するよう、県に働きかけていく。

2 地すべり防止対策

市内には、地すべり等崩壊危険地が1か所ある。当該危険箇所が「地すべり等防止法」に基づき「地すべり防止区域」に指定されると、県により次のような対策がとられる。

- (1) 地すべり防止工事の施工
- (2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置
- (3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限
- (4) 防災パトロールの実施

このため、市は、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。

資料編 ○地すべり等崩壊危険地一覧表 (P1080) ○土石流危険渓流一覧表 (P1096)

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の 土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導す る。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所として 100 箇所(土石流危険渓流 42 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 58 か所)が指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進に よって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は県と連携して、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等に ある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ○急傾斜地危険区域一覧表 (P1080)

9 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、集中豪雨等により災害発生のおそれがある場合に速やかに避難等の措置が取れるよう、土砂災害等の前兆現象等を付記した土砂災害危険区域図 やパンフレットを作成配布し、土砂災害危険区域の現状等の周知を図る。

第5 土砂災害警戒区域等における対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

平成 19 年県告示 131 号、平成 22 年県告示 94 号及び同年県告示 323 号により、資料編に掲げるとおり、市内に 106 の土砂災害警戒区域(うち、96 の土砂災害特別警戒区域)が指定された。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の措置を講じるものとする。

資料編 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 (P1097) ○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧表 (P1121)

2 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が 避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用で きることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が設定された監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したとき に、県と気象台が共同で作成し発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(4) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と気象台が協議の上、市町村単位で土砂 災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(6) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、共通対策編第3章第3節「第1 予報・警報の種類等」「(4)甲 府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第6 農業災害対策

1 農業用施設対策

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確 に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) たん水防除対策

ア たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排 水機の増強及び排水路の整備等を行う。

イ たん水防除用及びかんがい排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有 事の際に確実に作動するよう点検する。

ウ 土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋に及ぶおそれがある場合は、 現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制を確 立する。

(2) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(3) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(4) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

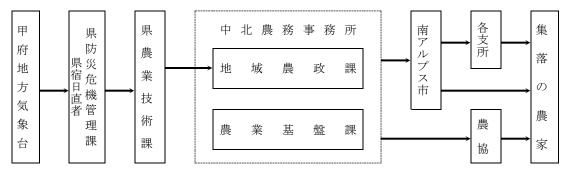
2 農作物対策

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。ことに、凍 霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間(おおむね3月下旬~5 月下旬)を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。

勤務時間外における気象情報等の伝達網



3 ため池保全対策

市内には、下表のとおり老朽ため池が4か所ある。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設にきわめて甚大な被害をもたらす。

このため、市は、県に対して、引き続き定期的な調査の実施により危険と判断されたため池について、速やかな漏水防止等の改修を行うよう働きかけていく。

地 区 名	形式	所 在 地	貯水量 (m³)	整備及び 老朽状態
南伊奈ケ湖	土堰堤	南アルプス市上市之瀬	105,000	S 49~ S 52
南伊奈下(菖蒲池)	"	11 11	4,000	S 50~ S 53
立 沼	"	リ 平岡	2,200	漏水
湯沢貯水池	"	" 湯沢	7,500	漏水無

市内老朽ため池の所在地及び整備状況

4 家畜対策

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫(予防接種など)を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第7 林業対策

1 林業対策

林道、治山施設の災害を防止するため、林道施設及び治山施設をあらかじめ調査、補強を行う 等、適正な措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を 喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねるので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害 の未然防止を期するものとする。

第2節 水防対策計画

市は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号。以下本節において「法」という。)第 32 条の規定に基づき、水防事務の円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市域内における河川の洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図り、住民の安全を保持するものとする。

第1 水防の責任

市は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市域内の水防が十分に行われるよう、次の 事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- 1 水防組織の確立
- 2 水防団 (消防団) の整備
- 3 水防倉庫、資器材の整備
- 4 通信連絡系統の確立
- 5 平常時における河川、遊水池等の巡視
- 6 水防時における適正な水防活動の実施 その主たる内容は次のとおりである。
 - (1) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (2) 水防団又は消防団の出動態勢の確保
 - (3) 通信網の再点検
 - (4) 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - (5) 雨量、水位観測を的確に行うこと。
 - (6) 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること。
 - (7) 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使
 - (8) 住民の水防活動従事の指示
 - (9) 警察官の出動を要請すること。
 - (10) 避難のための立退きの指示
 - (11) 自衛隊の出動を依頼すること(知事を経由する。)。
 - (12) 水防管理団体相互の協力応援
 - (13) 水防解除の指示
 - (14) 水防てん末報告書の提出

なお、市は、指定水防管理団体として、上記の他に義務として次の事項を必ず行わなければ ならない。

- ア 水防機関の整備をすること。
- イ 水防計画を樹立すること(水防計画の策定は、防災会議に図って定める。)。
- ウ水防団員数を確保すること。
- エ 毎年水防訓練を行うこと。

第2 水防組織

1 市水防本部の設置

気象情報、洪水予報(法第10条)及び水防警報(法第16条)の通知等により、洪水のおそれ

があると認められる場合は、市は、市庁舎内に市水防本部を設置し、水防業務を処理する体制を 取るものとする。

2 市本部との統合

災害対策基本法第 23 条に基づく災害対策本部が設置されたときは、市水防本部は市本部に統合し、水防本部の業務は市本部が処理するものとする。

3 市水防本部の閉鎖

水防本部長(市長)は、市内において水害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害 応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市水防本部を閉鎖する。

4 市等の水防体制

市及び市消防団の水防体制は、別表のとおりとする。

第3 監視警戒及び重要水防区域

1 監視警戒

(1) 常時監視

市は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに必要な水防対策を実施するとともに、河川管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 非常時監視

市は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

2 重要水防区域

市域の重要水防区域は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○重要水防区域一覧表 (P1053)

第4 農業用取水堰及び水門等の操作

市は、市内における農業用取水堰及び横川樋門、五明川排水機場、井路緑川排水機場他各水門を 把握し、適切な操作を行うとともに、水災を未然に防止するよう措置するものとする。

市内の農業用取水堰及び水門の一覧表は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○農業用取水堰及び水門一覧表 (P1059)

第5 資機材の整備及び輸送

1 資機材の整備

市は、河川の状況に応じ、水防資材・器材の整備を推進する。

市の水防倉庫の状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○水防倉庫一覧表 (P1052)

2 輸送の確保

市は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材・作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。

(1) 市水防本部と水防団との輸送経路

市水防本部と水防団との輸送経路については、管内からの通報による状況に従って決定する。

(2) 県水防支部と市水防本部との輸送経路

中北建設事務所水防支部と市水防本部間の輸送経路は、市の報告に基づき中北建設事務所水

防支部が路線を指示する。

(3) 輸送経路の作成、提出

市は、あらかじめ次の資料を中北建設事務所水防支部に提出しておく。

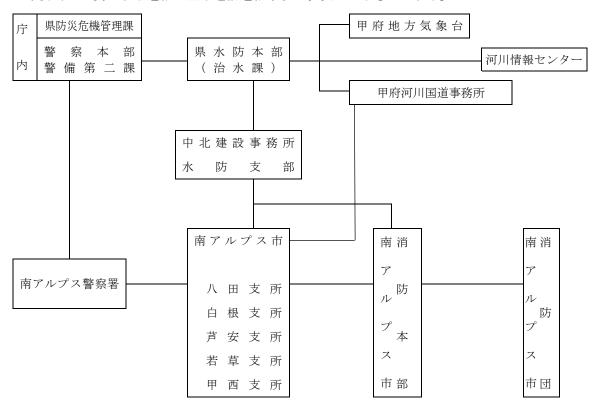
- ア 付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図
- イ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第6 通信連絡

水防上緊急を要する通信連絡については、おおむね次によるものとする。

0	県防災行政無線	0	携帯電話	
0	市防災行政無線	0	自動車	
0	消防無線電話	0	自転車	
0	NTT電話	0	徒歩	

水防時に必要とする連絡の主な通信連絡系統は、次によるものとする。



第7 観測通報

法第 10 条の規定により気象状況の連絡を受けたときは、市は、速やかに次の措置を取るものとする。

- 1 雨量の観測通報
 - (1) 重要水防区域及び危険箇所への巡視

あらかじめ編成されているパトロール班が重要水防区域、危険箇所へ出動し、河川の状況を 把握し、市水防本部に報告する。

(2) 雨量観測所

市内雨量観測所と連絡を密に取り、雨量の状況を把握する。

資料編 ○市内雨量観測所等一覧表 (P1056)

2 水位の観測通報

水位の観測通報については、市は、量水標観測者との間に連絡員を置き、絶えず水位の情報を 得るものとする。

(1) 水位通報要領

通報にあたっては、次の各項目を報告するものとする。

- 水位の通報項目

- ① 観測場所
- ④ 増水位
- ② 観測日時
- ⑤ 増水高
- ③ 出水前水位

(2) 水位通報の間隔

水位通報の間隔は、次のとおりとする。

- ア 通報水位に達したとき。
- イ 以後通報水位を下るまでの間1時間ごと。
- ウ 警戒水位に達したとき。
- エ 最高水位に達したとき。
- オ 警戒水位を下ったとき。
- カ 通報水位を下ったとき。

第8 富士川(釜無川を含む。)洪水予報

国土交通大臣が指定した富士川(釜無川を含む。)について、気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長及び静岡地方気象台長とが共同して行うものとする。

1 洪水予報を行う河川名及びその地域

河 川 名		実 施 区 域	洪水予報基準	地点
	左岸	山梨県韮崎市水神一丁目	船 山	橋
富士川(釜無川を含む。)	右岸	4621-4番地先 武田橋から海まで 山梨県韮崎市神山町大字鍋山	清 水	端
		字釜無川河原 武田橋から海まで	南	部

2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

(単位: m)

河 川 名	観測	則 所 名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
	船山橋	ふなやまばし	1.50	2.00	2.00	2.20
富士川 (釜無川を含む。)	清水端	しみずはた	3.00	3.40	6.50	7.20
	南部	なんぶ	2.50	3.80	4.20	4.90

3 発表及び解除の基準

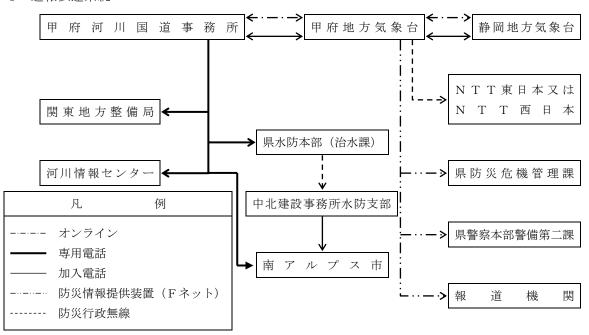
洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を超え、更に上昇 するおそれがあるとき、又は警戒水位を超え る洪水となることが予想されるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険が無くなったと認められるとき、甲府河川国道事 務所と甲府地方気象台が協議の上決定する。
洪水警報	基準地点の水位が危険水位程度、若しくは危 険水位を超える洪水となるおそれがあると き。	同 上

洪水情報

洪水注意報及び警報の補足説明及び軽微な 修正を必要とするとき。

取扱いは洪水注意報及び警報に準ずる。

4 通報伝達系統



第9 水防警報

1 基準水位観測所及び水防警報区

指	6定河川				観測デ	. — Э			水防	う 警 報 区
水系	河 川	基準水位 観 測 所	零点高	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断水 位	氾濫危険 水 位	計画高水 位	地域関係事務所	関係水防 管理団体
富士川	富士川(釜無川)	浅原橋	249,760	4.30	4.60	_	_	5.95	中北建設事務所	南アルプス市、 甲斐市、中央市、 昭和町

2 水防警報の発表

- (1) 水防警報の発表単位
 - 水防警報は、基準水位観測所別に行う。
- (2) 発表責任者

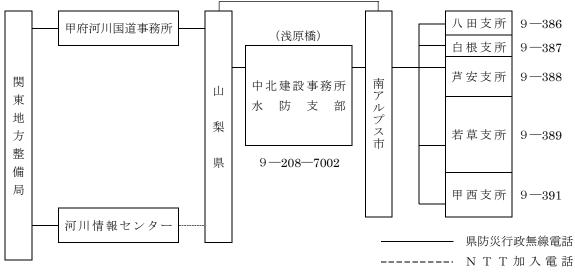
水防警報の発表責任者は、甲府河川国道事務所とする。

3 水防警報の種類及び基準

種 類	内	容	発	表	基	準	
1 待機	1 状況に応じて直ちん	こ出動できるよう待	気象予報、	警報等及び	河川状況	により、	特に
	機する必要がある旨を	警告	必要と認め	りるとき。			
	2 長期にわたる場合	2 長期にわたる場合出動人員を減じても					
	よいが、水防活動をやめることはできない						
	旨を警告						

2	準 備	情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、出動準備をさせる必要がある旨を警告	雨量、水位、流量その他の河川状況により、 必要と認めるとき。
3	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告	大雨・洪水注意報等により、又は水位、流量 その他の河川状況により警戒水位を越える おそれのあるとき。
4	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な事項 を明示するとともに、河川状況により警戒を 必要とする事項を指摘して警告	大雨・洪水警報等により、又は既に警戒水位 を越え、災害の起こるおそれのあるとき。
5	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した 旨、及び当該基準水位観測所名による一連の 水防警報を解除する旨を通告	警戒水位以下に下降したとき、その他警戒水 位以上であっても水防作業を必要とする河 川状況が解消したと認められるとき。

4 水防警報の伝達



第10 市の水防活動

1 非常配備基準

本部長は、次の基準に達した場合は、職員及び水防団 (消防団) を非常配備に就かせる指令を発するものとする。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2 非常配備

(1) 市職員に対する非常配備

本部長は、水防応急活動に関し、所要の人員を確保するため、次の水防本部配置基準に従って動員を発令する。

各職員への動員連絡は、あらかじめ定められた電話連絡網等により、迅速に行うものとする。

種	別	配置の基準	配備の内容	配備要領	配備要員
第1配	2備	 次の注意報が発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪注意報 その他、市長が 	道路整備課等の最小限の人員をもって警戒態勢をとる。 【措置内容】 気象情報の受伝達及び被害状況の把握	【対応事務】 ・各窓口サービスセン ター長等との連絡調整 ・道路整備課長及び維 持担当は気象情報等	【勤務時間内】 ・道路整備課職員 ・農林土木課職員 ・各窓口センター長 【勤務時間外】 ・道路整備課職員、

	配備を指示したとき。		を建設部長ほか、関 係課長等に連絡	農林土木課職員、窓 ロセンター長は自宅 待機し、建設部長・ 防災危機管理課長の 指示により出動 その後の出動は、 各長の指示による。
第2配備	 次の警報が発表されたとき。 大雨警報 洪水警報 大雪警報 その他、市長が配備を指示したとき。 	小規模の災害が予想 される場合又は発生し た場合 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡調 整 ・必要に応じて災害対 策本部の設置	【対応事務】 ・パトロール及び被害状況調査実施 ・各窓口サービスセンター長等へ連絡 ・水防情報に関する広報 ・災害対策本部長ほか、関係機関への連絡 ・応急対策	・建設部長・防災危機 管理課長は協議を 配備を指示、総ター 長に報告 ・各窓口センター長は、 窓口センター配備職 員に指示 ・道路整備課職員出動 ・農林土木課職員出動 ・水防配備体制職員 宅待機

- ※ なお、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部設置基準に従い、第3配備体制(市長より指示)により、災害応急対策活動を実施する。
 - (2) 水防団(消防団) に対する非常配備 水防団(消防団) は、状況に応じた配備体制につくものとする。

待	機	水防団(消防団)の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状態を把握することに努め、 また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。 待機命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア 洪水予報が通知されたとき。 イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。
準	備	水防団 (消防団)の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、また資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。 準備命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。 イ 水防警報が通知されたとき。 ウ 自ら必要と認めたとき。
出	動	水防団(消防団)の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。 出動命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 イ 水防警報(出動)が通知されたとき。 ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

3 報告

次の場合には、本部長は中北建設事務所水防支部に報告するものとする。

(1) 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合、本部長はその所轄区域内に出動信号を発するとともに、南アルプス警察署に通報するも

のとする。

- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異状を発見したとき。

4 水防作業

水防団員は、次の水防上の心得に留意し、水防工法を実施する。

水防上の心得 -

- ① 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え後顧の憂いを失し、一たん出動したなら命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- ② 作業中は、終止敢闘精神を持ち、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。
- ③ 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

5 水防信号

種 類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位 に達しなお増大のおそれ あることを知らせるもの で水防関係者が待機し資 材の手配準備をするもの	〇休止 〇休止 〇休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5 秒 〇一休止 〇一休止 〇一
第2信号	水防機関に属する全員が 出動すべきことを知らせ るもの	0-0-0	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○-休止 ○-休止 ○-
第3信号	水防管理団体の区域内に 居住するものの出動すべ きことを知らせるもの	0-0-0-0	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 〇一休止 〇一休止 〇一
第4信号	必要と認める区域内の居 住者に避難のため立退く べきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒 約1分 ○-休止 ○-

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
- 6 被害区域からの避難
 - (1) 本部長は、自ら防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、避難又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。
 - (2) 本部長は、南アルプス警察署長と協議の上あらかじめ避難計画を作成し、避難先、避難経路等に必要な措置を講じておくものとする。
 - (3) 本部長は、(1)の避難又は準備を指示した場合は、南アルプス警察署長にその旨を通知するものとする。
 - (4) 避難計画の主たる事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難を要する人口、世帯数
 - イ 避難先及び避難先までの経路

ウ 避難のための指導員編成

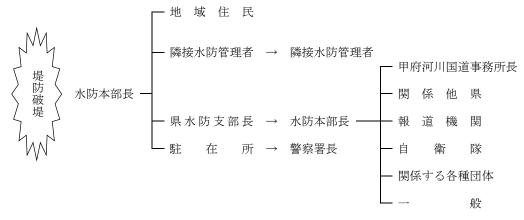
資料編 ○水防上避難区域・避難先予定地一覧表 (P1071) ○浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表 (P1121)

7 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、本部長は これを一般に周知させるとともに、中北建設事務所を通じて知事にその旨報告する。

第11 堤防決壊の通報

堤防等が破堤した場合は、本部長、水防団長又は消防機関の長は、直ちに中北建設事務所(水防 支部)の長及び氾濫の及ぶおそれがある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。



第12 応援要請

1 他水防管理団体への応援要請

本部長は、必要があるときは他の水防管理者又は他市町村長若しくは消防長に対して、応援を 求めるものとする。(水防法第23条)

2 自衛隊の災害派遣要請

本部長は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。(自衛隊法第 83条)

3 警察官の出動要請

本部長は、水防上必要があると認めるときは、南アルプス警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。(水防法第 22 条)

第13 水防報告

1 県水防支部長への緊急報告

本部長は、次の場合には中北建設事務所水防支部長に緊急に報告するものとする。

- (1) 水防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者等に応援を要求したとき。
- (3) 破堤、氾濫したとき。
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態が生じたとき。
- 2 水防てん末報告

水防が終結したときは、本部長は遅滞なく次の事項を取りまとめて、別記様式により中北建設 事務所水防部長に報告するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用、使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指導官公職氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 雨後、水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設に関して緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要なる事項

第14 その他

1 費用負担

市域の水防に要する費用は、水防法第41条により、市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援した水防管理団体との間で協議によって決める。

- 2 公用負担
 - (1) 公用負担権限

水防法第 28 条により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者(市長)、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分
- (2) 公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者(市長)又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携帯し、必要ある場合にはこれを提出するものとする。

(3) 公用負担命令

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

公用負担命令権限書

身分・所属

モ 名

上記の者に の区域における水防法第 28 条 第1項の権限行使を委任したことを証明する

年 月 日

水防管理者

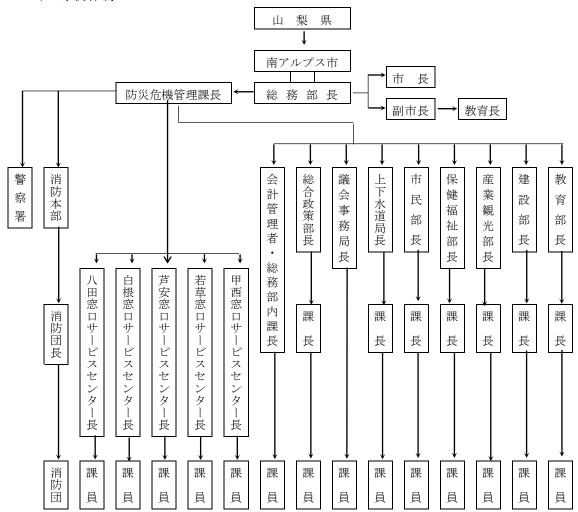
氏名

A

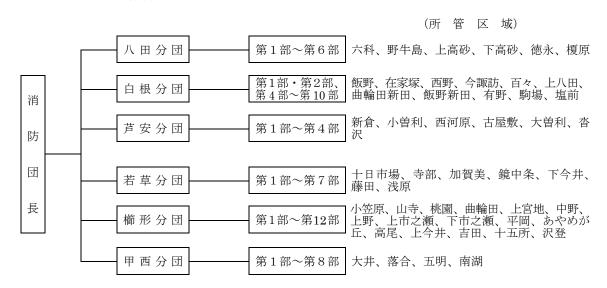
第 号 公用負担命令票 目的物 種類 員数 負担の内容 使用 権用 人分等 年 月 日 市 長 何 某 某 事務取扱者 何 何 某 殿

別表

1 市の水防体制



2 消防団の水防体制



別記様式

管理団体名

水防実施状況報告書

指定非指定の別

管理団体で水防箇所毎 に作成するもの

(作成責任者)

												Ш,					
水防実施時の台風名又は豪雨名									#	報告年月日			平	成年	月	日	
場	所		川 左 左	地先 m								管理団体分	県支出分	合	計		
				工.							手		当	円	円		円
日時		自		月		日日日				人	そ	の	他	円	円		円
出動人員数		至		月		1		= 1		件費		計		円	円		円
		水防団員		消防団員		その他		計			資	材	費	円	円		円
			人	人 :法		人		人 m		物件	器	材	費	円	円		円
		上位						111		費	燃	料	費	円	円		円
水防作業の 概況及工法											雑		費	円	円		円
1961)					ı			1				計		円	円		円
水防の効果	効 果	堤防田		畑	家	鉄道	道路	人			合 計			円	円		円
		m	ha	ha	戸	m	m	人	使用資品		かますほ			枚	枚		枚
										むしな			ろ,	枚	枚,		枚.
	被害												わ ナ	kg 本	kg		kg
									材		<u>丸</u> その		<u>太</u> 他	<u></u>	本		本
						<u> </u>						,	III.				
	の団体								立退きの状況及びそれを指示した理由								
居	住者出	動状	況						水防功労者の氏名年令 所属及びその功績概要								
数	察の援	助状	況							堤防その他の施設等の異常の有無及び 緊急工事を要するも のが生じた時はその 場所及び損傷状況				びも			
現場指導官公職氏名												関す					
水	方関係者	↑の死↑	傷						備					考			